

重要なお知らせ

横浜幸銀インターネットバンキング
ご契約者各位

インターネットバンキングを悪用した還付金名目の詐欺事件の発生について
～注意喚起～

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より、横浜幸銀インターネットバンキングをご利用いただき、誠にありがとうございます。

最近インターネットバンキングのお申し込みを悪用した還付金詐欺が他の金融機関で発生しているとの報道がありました。インターネットバンキングをご利用のお客様におかれましては、下記をご覧ください、詐欺被害に遭うことの無いようご注意ください。

敬具

【詐欺被害の主な手口】

- 金融機関、税務署、市役所、保険会社等をかたり「〇〇の還付金があります。」と電話をかけてきます。
- 還付金を受け取るために、インターネットバンキングの契約が必要である旨を言葉巧みに誘導し、インターネットバンキングの契約をさせます。
- 契約が完了した頃を見計らって、再度、電話にて「還付金手続きにパスワードやIDが必要である」とお客様から重要情報を聞き出し、インターネットバンキングへログインし、お客様の口座から不正口座への送金を行います。

【ご注意ください】

- インターネットバンキングのお申し込みによって、税金等の還付が行われることは絶対にありません。
- 当組合、公的機関（税務署・市役所等）や保険会社が電話や手紙等でお客様のIDやパスワードをお尋ねすることは、絶対にありません。

インターネットバンキングお申込みに際して不審な点がございましたら、些細な事でも構いませんので、担当者または営業店窓口までご連絡ください。

平成 29 年 7 月



横浜幸銀信用組合